○農林水産省告示第七百四十九号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十七年三月十八日農林水産省告示第六百十六号（平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

「木　曽　南木曽町　木祖村」を「木　曽　南木曽町　木祖村　北安曇　白馬村　小谷村　上水内　小川村」に改める。

○農林水産省告示第七百五十号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十七年に発生した林道についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	上川	上川町
		釜石市
岩手県		奥州市
宮城県		仙台市
		栗原市
		大崎市
	柴田	村田町
		柴田町
伊具		丸森町
秋田県	山本	八峰町
福島県		二本松市
		南相馬市
		伊達市
	伊達	川俣町
	南会津	南会津町
	河沼	柳津町
	相馬	飯舘村
栃木県		宇都宮市
		鹿沼市
	塩谷	塩谷町
埼玉県	比企	ときがわ町
秩父		小鹿野町
神奈川県		秦野市
	足柄上	山北町
新潟県	東蒲原	阿賀町
石川県	鹿島	中能登町
山梨県		山梨市
	南巨摩	身延町
		富士川町（旧南巨摩郡鰍沢町の区域に限る。）
岐阜県	郡上	市
	下呂	市
	揖斐	揖斐川町
静岡県		島田市
		焼津市
	榛原	川根本町
	周智	森町
三重県		熊野市
	北牟婁	紀北町
	宇陀	御杖村
奈良県		曽爾村
	吉野	上北山村
		下北山村
和歌山県		かつらぎ町
	伊都	広川町
	有田	日高川町
	日高	白浜町
	西牟婁	那智勝浦町
	東牟婁	古座川町
		長門市
山口県		美祢市
徳島県	那賀	那賀町
香川県		観音寺市
		三豊市
	仲多度	まんのう町
愛媛県	北宇和	松野町
高知県		室戸市
		四万十市
	吾川	いの町
		仁淀川町
	高岡	檮原町
福岡県		朝倉市
佐賀県		武雄市
長崎県	東彼杵	波佐見町
熊本県		水俣市
		天草市
	阿蘇	小国町
	上益城	甲佐町
		山都町
	葦北	芦北町
	球磨	五木村
		球磨村
大分県	東臼杵	諸塚村
宮崎県		美郷町
	西臼杵	日之影町
		佐伯市
鹿児島県	鹿児島	十島村
	肝属	南大隅町
		鹿屋市
	熊毛	屋久島町
	大島	瀬戸内町
		阿久根市
		垂水市
		日置市
		南さつま市
沖縄県	国頭	東村

備考

この告示に掲げる地域は、平成二十七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第七百五十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十七年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

都道府県名	郡名	市町村名
秋田県	大仙市	
福島県	大沼	三島町
		金山町
		会津美里町
栃木県		日光市
群馬県	吾妻	東吾妻町
福井県	三方上中	若狭町
山梨県		甲州市
	南巨摩	富士川町※